

## 遺言書作成の重要性と事業承継の方法

### はじめに

もし社長が自分の代で会社を終わらせるのではなく、親族に事業承継をしてもらいたいと思った時、最も大切なことは何でしょうか。

何を考え、何から準備をしたら良いのでしょうか。

### 1 遺言書作成の重要性

平成 24 年の死亡者数は約 125 万人です。また同年の自筆証書遺言の検認数は約 1 万 6 千件、公正証書遺言の件数は約 8 万 8 千件です。

これらの数字から（少し乱暴ではありますが）、亡くなった方の 12 人に 1 人しか遺言書を書いていないと考えることができます。

経営者の方々は一般の方々よりも遺言書を残していらっしゃる方が多いと思いますが、それでも遺言書を書いていない経営者の方が多いと思います。

遺言書を書かないことの最大のデメリットは、社長が保有する自社株が法定相続されてしまうことです。

つまり、家族構成にもよりますが、会社経営に関わりのない相続人にも自社株が相続されることになり、会社経営が非常に不安定になるのです。

理想はすべての株式を後継者に相続させることですが、もしそれが叶わないのであれば、株式の 3 分の 2 以上は承継させるようにして下さい。

何故 3 分の 2 以上かという点、株主総会での重要事項の決定するための特別決議に必要な議決権を確保するためです。

何の意思表示もしないで社長が亡くなってしまうと法定相続人となる親族間で遺産分割協議をしなければなりません。

後継者に相続させる株式に見合った財産を他の相続人に残すことが重要です。非常に難しいことですが、生命保険などを使うことで事業承継者以外の相続人に金銭を残すことも検討する必要があります。

### 2 事業承継の方法

今回のレポートでは事業承継の中で最も大切な株式の承継についてのみご説明しておりますが、その方法は上記の通り、遺言で株式を承継させる方法と生前に株式を後継者に贈与する方法があります。

### ① 遺言

遺言を書く場合には、遺留分について考えなくてはなりません。

遺留分とは、相続財産のうち、一定の割合の財産を、兄弟姉妹を除く相続人に残しておかなければならない割合額をいいます。

遺言を書いたとしても遺留分を無視した内容では、後継者は遺留分を侵害された相続人から遺留分減殺請求を受け、せっかく後継者に集中させた株式や事業用資産などが分散してしまいます。

このような事態を防ぐためにも、株式や事業用資産以外の後継者以外の相続人に配分する資産を準備しておく必要があります。

また、後継者以外の相続人に遺留分の放棄を事前に依頼しておくという方法もあります。

相続発生前の遺留分の放棄は家庭裁判所への申し立てが必要ですが、後継者以外の相続人としっかりと話し合いができ納得させることができれば、相続発生後のリスクを事前に低減させる有効な方法でしょう。

### ② 生前贈与

株式を生前に後継者へ贈与する方法も考えられます。

この方法を選択する場合も遺留分などについても留意する必要があります。

また贈与税などの問題にも気を付ける必要がありますので、節税のメリットをしっかりと活かせるように顧問税理士に相談しながら贈与を行って下さい。

### おわりに

株式の承継方法として「遺言」及び「生前贈与」を挙げましたが、いずれの方法においても遺留分に留意する必要があります。

この後者の生前贈与の遺留分の問題に対して、経営承継円滑化法では、遺留分に関する民法の特例が定められました。

生前に贈与した株式や事業資産等については、遺留分算定の基礎財産に算入されないこととなりますので、事業承継を円滑に進めることが可能となります。

ただし、この特例を受けるにはいくつかの要件を満たした上で、推定相続人全員の書面による合意、経済産業大臣及び家庭裁判所に対する手続きが必要ですので、専門家に相談しながら手続きを進めて下さい。